

**「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の個票データの提供に係る  
ガイドライン**

令和5年3月31日決定

スポーツ庁

## 目 次

第 1	目的	1
第 2	用語の定義	1
1	個票データ	1
2	申出者	1
3	利用者	1
4	公的機関	1
第 3	個票データの提供に際しての基本原則	2
1	本調査の目的に沿った提供	2
2	個票データの提供に際しての秘密保護及び適正管理の確保	2
第 4	個票データの提供	3
第 5	個票データの利用申出手続	3
1	あらかじめ明示しておくべき事項	3
2	事前に説明・確認しておくべき事項	4
3	申出書の作成単位等	4
4	申出者の範囲	4
5	代理人による申出	5
6	利用申出の期間と方法	5
7	申出書の記載事項及び添付資料	5
第 6	利用申出に対する審査・決定について	6
1	個票データの審査・決定について	6
2	個票データ利用申出の審査基準	6
第 7	審査結果の通知	10
1	利用申出について承諾する場合	10
2	利用申出について承諾しない場合	10
第 8	提供承諾後の個票データの提供の手続について	10
1	提供承諾後の提出書類	10
2	個票データの提供方法	10
第 9	提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合	10
1	総則	10
2	利用者の変更	11
3	利用期間の延長	11
4	申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合	12
第 10	利用後の措置等	12
第 11	申出者による研究成果等の公表	12
第 12	利用実績報告書の作成・提出	12
1	利用実績報告書の提出	12
2	利用実績の公表	13

第 13	不適切利用への対応	13
1	契約違反の場合	13
2	他の制度との連携	13
第 14	スポーツ庁による実地監査	13
第 15	文部科学省による利用についての適用除外	14
第 16	ガイドラインの施行時期	14

## 第1 目的

『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』の個票データの提供に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、スポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下、「本調査」という。）の個票データの提供に係る利用申出手続、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、スポーツ庁がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

## 第2 用語の定義

### 1 個票データ

本ガイドラインにおいて「個票データ」とは、以下の3種類とする。

#### （1）児童生徒ローデータ

児童生徒ごとに、実技に関する調査及び質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの（各学校内で個人を特定するために付与した番号を除いたもの）

#### （2）学校ローデータ

学校ごとに学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの

#### （3）教育委員会ローデータ

教育委員会ごとに教育委員会質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの

### 2 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドラインに基づき個票データの提供を求める者をいう。

### 3 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、提供を受けた個票データを取り扱う者として、本調査の個票データの提供に関する申出書（以下「申出書」という。）に記載された者をいい、申出者及び外部委託先で個票データを取り扱う者を含む。

### 4 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2に規定する地方公共団体（財産区を除く。）をいう。）をいう。

### 第3 個票データの提供に際しての基本原則

#### 1 本調査の目的に沿った提供

##### (1) 個票データの利用目的の確認

スポーツ庁は、申出のあった個票データの利用目的が、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「施策推進」という。）であって、以下の①又は②のいずれかに該当することを確認する。

- ①我が国の児童生徒の体力向上又は生活習慣等の把握・改善を目的としていること。
- ②我が国（又は教育委員会）の教育施策の改善・充実に資することを目的としていること。

##### (2) 個票データを用いた研究等の成果の公表における要配慮事項

本調査の調査結果については、その調査の目的を達成するため、国及び教育委員会における子供の体力・運動能力や運動習慣等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることが重要であることに留意し、適切に取り扱う必要がある。このため、利用者は、本調査により測定できるのは体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、学術研究振興又は施策推進を目的とした個票データの利用（以下、総称して「研究等」という。）の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要がある。

なお、研究等の成果の公表に当たって、利用者は、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないなど、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。

- ①公表される研究等の成果物において、児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、公表される成果物において、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。
- ②公表される研究等の成果物において、学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

#### 2 個票データの提供に際しての秘密保護及び適正管理の確保

##### (1) 利用者による誓約事項

スポーツ庁は、個票データの提供に当たっては以下の①から③までを、利用者に誓約させること、及び誓約に反した場合には、第13に規定する措置をとることをあらかじめ利用者に明示する。

- ①提供を受けた個票データを、あらかじめ申出書に記載し認められた目的にのみ用いること。
- ②研究等の成果の公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮する必要があること。
- ③提供を受けた個票データを用いた研究等の成果の公表において、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないこと。
- ④本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること。

## (2) 利用者が個票データを利用する際の措置

実施要領において、調査結果のうちスポーツ庁が自ら公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 6 号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うことと定めている。

個票データも当該不開示情報に該当するものであることから、利用者は、このことを踏まえ、個票データの利用、保管及び管理に当たっては、個人情報を含む情報の安全管理等と同等の措置を講じる等の適切な措置を講じること。

## (3) 個票データを用いた研究等の全部又は一部を外部委託する場合の措置

申出者は、個票データを用いた研究等のうち、その内容について第三者に委託すること（以下「外部委託」という。）が審査において認められた場合には、その全部又は一部を外部委託することができる。この場合には、申出者は委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び別に定める「個票データの提供利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守することを求め、委託先において個票データを利用する者全員から、個票データの利用に関する誓約書（利用者が利用条件（利用規約及び個票データの提供に当たって付された条件をいう。以下同じ。）を遵守する旨記載し署名したものをいい、以下「誓約書」という。）を提出させること。

ただし、申出者が公的機関以外である場合は、研究等の全部を外部委託することは認められない。

外部委託を行う場合においては、受託者が利用者として、誓約書をスポーツ庁に提出することを条件とし、委託者は当該受託者を充分監督し、作業終了後は速やかに個票データ及び中間生成物を消去させなければならないものとする。また、ガイドライン第 6 の 2（4）に基づき、受託者も個票データの利用場所及び適正管理措置に関する事項をすべて満たさなければならないものとする。

## 第 4 個票データの提供

スポーツ庁は、個票データを、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り提供することができる。

個票データの利用期間（スポーツ庁が個票データを提供した日からデータの消去を行った上、データ措置報告書をスポーツ庁に提出するまでをいう。以下同じ。）は、1 年間を上限とする。なお、施策推進を目的とした利用については、2 年間を上限とすることができる。

## 第 5 個票データの利用申出手続

### 1 あらかじめ明示しておくべき事項

個票データの利用申出手続を行うに当たって、本ガイドライン及び利用規約に定める事項の他に、利用者があらかじめ知しておくべき事項は以下のとおりである。スポーツ庁は、本ガイドライン及び利用規約とともに、これらの事項をホームページ等において広く周知するものとする。

- ① 個票データの提供は、申出者及び利用者との間に成立する個票データの提供に関する契約（以下「本契約」という。）に基づくものであり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の対象外

であること。

- ②個票データは、情報公開法第5条第6号に規定にする不開示情報に該当すること。
- ③やむを得ない事情により、個票データの提供が遅れる場合があり得ること。
- ④その他個票データの提供に当たり、必要と考えられる事項

## 2 事前に説明・確認を要する事項

申出者に対し、申出手続に際してスポーツ庁が事前に説明・確認しておくべき事項は次の事項である。

- ①第5の1に定めた事項の承諾
- ②本ガイドライン及び利用規約に定める事項であって利用者が順守すべき事項
- ③申出書等の各様式の記載方法及び必要な手続
- ④利用目的、利用者、利用環境に関する各要件及び審査に必要な記載事項並びに添付書類
- ⑤審査基準
- ⑥提出予定の申出書の内容（必要に応じ、審査基準に適合させるための助言）

## 3 申出書の作成単位等

### (1) 申出書の作成単位について

申出書は、提供するか否かの判断基準となる利用目的ごとに作成するものとする。

### (2) 個票データの取扱い単位について

個票データの提供については、申出書の内容に応じてスポーツ庁が適宜判断して区分した個票データの1ファイルごとに1件として取り扱う。なお、1件の個票データのファイルを複数の利用者に提供する場合には、当該利用者数を提供ファイル数として取り扱う。

### (3) 提供する個票データの複数複製の禁止

管理責任を明確化する観点から、提供された個票データ1ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写・保存する行為は1回に限定する。

## 4 申出者の範囲

### (1) 学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲

学術研究振興を目的として個票データを利用する場合の申出者の範囲は、国の行政機関がその実施に要する費用の一部若しくは全部を公募の方法により補助する研究の代表者、国の行政機関が委託若しくは共同して行う研究の代表者又は次のいずれかの機関に所属する研究者（当該機関において専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）に限るものとする。なお、個票データの利用申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

- ①公的機関
- ②独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）
- ③地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- ④大学及び高等専門学校

- ⑤大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。）
- ⑥科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する研究機関及び同条第 4 項の規定により研究機関とみなされる機関

## (2) 施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲

施策推進を目的として個票データを利用する場合の申出者の範囲は、公的機関、独立行政法人及び地方独立行政法人に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。なお、個票データの利用申出に当たっては、申出者が当該申出を行うことについて、所属機関からの承認を受けていることを要件とする。

## 5 代理人による申出

代理人による申出書の提出を行う場合には、当該代理人は、申出者からの委任状など代理権を証明する書類を有している者であることを要件とする。

## 6 利用申出の期間と方法

スポーツ庁は、申出書の受付を年に 2 回程度、一定期間ごとに行うこととし、申出者から、受付窓口へ郵送又は直接提出もしくは、電子メールでの提出を求めるものとする。

具体的な受付期間及び受付窓口等については、スポーツ庁のホームページにて事前に公表するものとする。

## 7 申出書の記載事項及び添付書類

申出者は、スポーツ庁が別に定める様式に従い (1) の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、(2) の事項を記載した書類を添付するものとする。なお、(2) ③については、申出者以外の利用者が申出者と異なる機関や施設等で個票データを取り扱う場合においては、当該機関や施設等に係る書類も添付するものとする。

### (1) 個票データの申出書

- ①申出者の氏名、所属機関名、職名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）
- ②申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名
- ③本ガイドライン、利用規約及びスポーツ庁が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ④個票データを利用した研究等を行うことについての所属機関による承認の有無
- ⑤研究等の名称
- ⑥研究等の概要（研究等の内容、個票データの利用目的、個票データの利用方法、作成する資料等の内容等）※第 3 の 1 (1) ①又は②について、その目的とする具体的な対象及び内容
- ⑦第 3 の 1 (2) についての具体的な配慮の方法
- ⑧他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑨外部委託を行う場合に、外部委託を行う内容及び必要性
- ⑩研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑪過去の研究等の実績（⑨の記載事項と関連する分野での過去の研究等の実績）
- ⑫提供を希望する個票データについて、対象となる調査年度及びファイルの種類
- ⑬個票データの利用期間



- ⑭必要なファイル数
- ⑮個票データの利用場所、コンピュータの管理状況及び環境並びに個票データの保管・管理方法
- ⑯個票データを取り扱う者全員（利用者及び外部委託する場合の委託先を含む。）の氏名、所属機関名、職名及び個々の利用場所
- ⑰現に提供を受けている又は本申出に係るデータの利用予定期間中に別途申出を予定している個票データの調査年度、ファイルの種類、期間
- ⑱過去の提供履歴
- ⑲その他必要な事項

## (2) 添付書類

- ①所属機関が個票データを利用した研究等を行うことを承認していることを証明するもの（利用者の職名の記載があるもの）
- ②申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ③個票データの適正管理措置のうち、第6の2(4)①(i)、(ii)、(V)から(vii)が確認できる書類（情報システムの安全管理に関する方針、情報セキュリティマネジメントシステムの実践、アクセス管理規程、情報システムに関する運用管理規程等）
- ④代理人が利用申出手続を行う場合、申出者からの代理権を証明する書類（代理人の氏名、所属機関名、職名及び連絡先等を記載すること）
- ⑤代理人が利用申出手続を行う場合、代理人の氏名、生年月日及び住所を確認できる公的な書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）の写し
- ⑥必要に応じ、研究等の内容に関連する資料、利用者の関連論文及び著作物一覧
- ⑦必要に応じ、過去の研究等の実績を証明する書類
- ⑧必要に応じ、個票データの利用者が所属する機関の在職（在学）証明書
- ⑨必要に応じ、委託先機関との間で交わされた守秘・非開示契約等の秘密保持のための契約書の写し
- ⑩必要に応じ、当該利用目的の公益性を裏付ける書類
- ⑪その他必要な書類

## 第6 利用申出に対する審査・決定について

スポーツ庁は、個票データの利用申出に対する提供の諾否について、審査を行った上で、決定するものとする。

### 1 個票データ提供の審査・決定について

個票データの利用申出に係る審査は、申出者が提出する第5に規定する書類に基づいて、2に定める審査基準に基づき、行う。

### 2 個票データ利用申出の審査基準

#### (1) 利用目的及び分析方法

以下の①から④までの全てが確認できること。

- ①個票データの利用目的について、研究等を目的とするものであり、かつ第3の1(1)①又は②に該当するものであること。

- ②第3の1(2)に定める配慮事項に十分配慮していること。
- ③本ガイドラインに基づき提供を受けた個票データを用いた研究等の成果の公表において、管理番号及び学校コード及び学校名、教育委員会コード及び教育委員会名その他個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されるおそれのある情報を明らかにしないものとするを了承していること。
- ④データの分析目的及び方法が、特定の個人、学校を識別するものではないこと。

## (2) 利用の必要性

個票データを利用する必要性が、以下の①から③までに即し、認められること。

- ①利用する個票データの範囲及び個票データから分析を行う事項が適切かどうか。
- ②個票データの利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ③個票データの利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。

## (3) 過去の実績等

申出内容が、利用者の過去の研究等の実績並びに所属機関の過去の研究等の実績及び人的体制を勘案して、実行可能であること。

## (4) 個票データの利用場所及び適正管理措置の内容

全利用者について、個票データの利用場所及び適正管理措置の内容に関する以下の①から④までの事項全てを満たすこと。

### ①組織的管理措置

- (i) 所属機関が、個人情報保護に関する方針及び個人情報を取り扱う情報システムの安全管理に関する方針を策定していること。
- (ii) 所属機関が、情報セキュリティマネジメントシステムを実践していること。例えば、情報システムで扱う情報を全てリストアップした上で、安全管理上の重要度に応じて分類を行い、常に最新の状態を維持するとともに、リストアップした情報をリスク分析し、その結果得られた脅威に対して適切な対策を行っていること等。
- (iii) 所属機関が、情報システム運用責任者の設置及び担当者（システム管理者を含む。）の限定を行い、その権限及び責務並びに業務について明確化を図っていること。また、所属機関の管理者が、個人情報の安全管理に関する施策が適切に実施されるよう必要な措置を講ずるとともにその実施状況を監督すること。
- (iv) 所属機関が、個人情報が参照可能な場所においては、来訪者の記録・識別、入退の制限等の入退管理を定めること。
- (v) 所属機関が、情報システムへのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成すること。
- (vi) 所属機関が、情報システムに関する運用管理規程において次の内容を定めること。
  - ・ 理念（基本方針と管理目的の表明）
  - ・ 利用者等の体制
  - ・ 契約書・マニュアル等の文書の管理
  - ・ リスクに対する予防及び発生時の対応の方法
  - ・ 機器を用いる場合は機器及び記録媒体の管理方法

(vii) 所属機関が、個人情報保護方針の中で把握した情報種別ごとに破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる従業者の特定及び具体的な破棄の方法を含めること。

#### ②人的管理措置

(i) 個票データの適正な取扱いについての理解と関係規定の遵守の徹底が図られるよう、利用者に対して必要な教育が行われていること。

(ii) 研究者、公的機関に所属する常勤の役職員及び教育責任者以外の者が利用者に含まれている場合、当該者に個票データの保管及び管理をさせないようにすること。

#### ③物理的管理措置

(i) 個票データの利用、保管及び管理場所が、申出書に記載された日本国内の施錠可能な物理的な場所に限定されていること。

ただし、やむを得ず、利用者間で最小限の範囲で中間生成物等の受渡しを行う場合には、運用管理規程においてその持ち出しに関する方針や管理方法を定めるなど、情報漏えい防止のための適切な措置を講ずること。

(ii) 個票データの利用、保管及び管理場所には、第三者の無断立入りを防ぐ対策を講じるとともに、入退管理を実施すること。

(iii) 個票データが保存されている端末等の重要な機器について、盗難防止用のチェーンを設置するなど、盗難防止のための措置を講ずること。

(iv) 個票データが保存されている端末等の重要な機器を破棄する場合、必ず専門的な知識を有する者が行うこととし、読み出し可能な情報が残存しないことを確認すること。

#### ④技術的管理措置

(i) 個票データは、あらかじめ申出書に記載された利用者のみが使用すること。個票データにアクセス可能な者が申出書に記載された利用者限定されるよう、個票データを利用、保管及び管理する情報システムに識別や主体認証、スクリーンロック等の不正操作対策を講ずること。

(ii) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムへのアクセスの記録及び定期的なログの確認を行い、個票データの不正利用の有無の確認措置を講ずること。

(iii) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムを、インターネット等の外部ネットワークに接続する場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

(iv) 個票データを利用、保管及び管理する情報システムには、適切に管理されていないメディアを接続しないこと。また、個票データを利用する情報システムにメディアを接続する場合には、ウイルスチェック等の検疫措置を講ずること。

#### (5) 個票データの分析結果の公表の有無

学術研究振興を目的として個票データを利用する場合には、学術論文等の形で研究成果が公表される予定であること。この場合、研究成果の公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合していること。また、公表される内容が適切であること。

施策推進を目的として個票データを利用する場合には、何らかの方法で研究成果が公表されるものであること。

(6) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者の氏名等の確認

申出者の氏名、所属機関名及び職名を添付書類により確認できること。

② 代理人の氏名等の確認

代理人が利用申出手続を行う場合には、申出者からの代理権を証明する書類における代理人の氏名、所属機関名及び職名を添付資料により確認できること。

③ 提供を希望するファイルの種類、期間

対象となる調査年度、個票データのファイルの種類（児童生徒ローデータ、学校ローデータ、教育委員会ローデータ）、提供を希望する期間等が確認できること。また、提供を希望する期間が、その利用に必要な最小限の期間となっていること。

④ 必要ファイル数

第5の3(2)及び(3)を踏まえ、利用者数に照らして必要なファイル数が適切であること。

⑤ 利用者

利用者について氏名及び所属機関名が申出書に記載されており、研究等の目的及び内容に照らし、利用者数が最小限であり、利用者の中に不要な者が含まれていないこと。また、利用期間の一部でも、第13に規定する提供を禁止された者の利用は認めない。

(7) 他のデータとの照合を行う必要性

他のデータとの照合を行う場合には、照合する内容及び必要性が、研究等の目的に照らして合理的であると認められること。

(8) 外部委託を行う合理性

研究等の全部又は一部を外部委託する場合は、その範囲、内容及び必要性が、研究等の実施に合理的であると認められること。また、委託先に対して、本ガイドラインに定める事項及び利用規約を遵守することを求め、委託先において個票データを利用する者全員から誓約書を提出させること。

(9) 所属機関の承認

申出者が当該申出を行うことを所属機関が承認していることを添付書類により確認できること。

## 第7 審査結果の通知

スポーツ庁は、申出者に対して、文書により個票データの提供の諾否について通知する。

### 1 利用申出について承諾する場合

スポーツ庁が定める個票データの提供に関する承諾通知書に次の事項を記載の上、通知することとする。なお、やむを得ない事情により、本規定に基づき通知した提供予定時期より実際の提供時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに申出者に連絡するものとする。

- ①個票データの提供を行う旨
- ②提供予定時期及び提供期間
- ③提供するに当たり、付した条件がある場合には、当該条件の内容
- ④その他スポーツ庁が必要と認める事項

### 2 利用申出について承諾しない場合

スポーツ庁が定める個票データの提供に関する不承諾通知書にその理由を記載して申出者に通知する。

## 第8 提供承諾後の個票データの提供の手続について

### 1 提供承諾後の提出書類

承諾された申出について、利用者全員が、誓約書を提出するものとする。

### 2 個票データの提供方法

スポーツ庁は、1の書類を受理した後に、申出者に対して個票データを提供するものとする。個票データの提供を受けた申出者は、速やかに受領書を受付窓口に提出しなければならない。

また、個票データの提供に際しては、当該データが漏えいした場合の漏えい経路を特定するために、スポーツ庁は、提供する個票データのファイルごとに必要な措置を講じることができる。

## 第9 提供後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

### 1 総則

スポーツ庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) スポーツ庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちにスポーツ庁に届け出る。

- ①利用者の人事異動等に伴う所属及び連絡先に変更が生じた場合
- ②利用者の姓に変更が生じた場合
- ③利用者を除外する場合
- ④成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤利用期間の延長を希望する時点において、公表に係る手続が進行中の場合
- ⑥スポーツ庁の指摘に基づき、利用者がセキュリティ要件を修正する場合
- ⑦利用者が申出内容の基本的な方針に影響を及ぼさないような抽出条件の微細な修正を行う場合

(2) (1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書

により申出を行うことができる。

スポーツ庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の審査基準に準拠して行い、その承諾・不承諾について第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

## 2 利用者の変更

利用者の変更については、次のとおり対応する。

### (1) 利用者の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、所属等変更届出書により届出手続を行い、除外される利用者が利用していた個票データが存在する場合は、個票データの利用期間が終了するまでの間、申出者が適切に管理し、他の個票データの消去（個票データの消去を行った上、データ措置報告書をスポーツ庁に提出することをいう。以下同じ。）に併せて第11の規定に基づいて個票データの消去を行う。

### (2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により申出手続を行うこととし、スポーツ庁は、追加又は交代の理由が妥当かどうかについて判断し、その結果を第7の取扱いに準じて申出者に通知する。

上記通知後、追加された又は交代した利用者の誓約書の提出をもって、個票データの利用を認める。

## 3 利用期間の延長

申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、スポーツ庁は、以下の手続により、最長1年間を上限として、1回に限り延長を認めることができる。

### (1) 記載事項変更依頼申出書の提出

延長を希望する申出者は、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書をスポーツ庁に提出するものとする。ただし、利用期間の延長を希望する時点において、成果の公表に係る手続が進行中の場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認できる書類を添えて、直ちにスポーツ庁に届け出ることにより代えることができる。

### (2) 延長の申出の審査基準

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、スポーツ庁は、以下の①～④の審査基準に基づき、延長の諾否について決定する。

- ①延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ②利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件等の、利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③延長理由から判断して、延長期間が最小限度に限られていること。
- ④利用期間の延長を希望する個票データについて、初回の延長申出であること。

### (3) 諾否の通知

スポーツ庁は、延長を承諾する場合はその旨を、延長を承諾しない場合はその理由と併せてその旨を、申出者に通知する。

#### 4 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類（組織的管理措置に係る書類等）の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類をスポーツ庁へ提出するものとする。

#### 第10 利用後の措置等

申出者は、個票データの利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）には、直ちに、集計等のためにハードディスク等の記憶装置に保存又は紙媒体等へ出力した個票データ及び中間生成物のデータ、紙媒体等保存形式の如何を問わず消去しなければならない。

その上で、申出者は、個票データの消去を行わなければならない。

なお、将来、当該研究等の成果について再検証等が必要になった場合には、その都度、個票データの提供の申出を行うこととし、スポーツ庁は過去に提供した個票データについて適切に記録を保存することとする。

#### 第11 申出者による研究成果等の公表

申出者は、個票データを利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表時期、方法に基づき、公表するものとする。

公表に当たっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について任意の様式でスポーツ庁へ報告するものとし、スポーツ庁は、当該報告の内容について、以下の①から④までの各事項を確認するものとする。

- ①当該研究等の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか
- ②実施要領において、一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど本調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、情報公開法第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか
- ③第3の1(2)の「個票データを用いた研究等の成果の公表における要配慮事項」に違反する内容が含まれていないか

#### 第12 利用実績報告書の作成・提出

##### 1 利用実績報告書の提出

###### (1) 研究等の成果を公表した場合

申出者は、研究等の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その成果の概要について、スポーツ庁に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。

###### (2) 公表ができない場合

利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の計画の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等の成果を公表できない場合には、申出者は、その理由を利用実績報告書によりスポーツ庁へ報告する。

なお、公表ができなかった事由が不適切である場合には、その内容に応じ、第13に該当することとなる。

## 2 利用実績の公表

スポーツ庁は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、必要に応じて利用実績をホームページ等により公表するものとする。

### 第13 不適切利用への対応

#### 1 契約違反の場合

##### (1) 違反内容

スポーツ庁は、利用者が以下に該当する行為を行った場合は、本契約に違反するものとし、その内容に応じて、(2)に定めるとおり対応するものとする。なお、申出者において利用者の監督における故意又は過失が認められる場合は申出者を違反者として取扱うものとする。

- ①期限までに個票データの消去の措置を行わない。
- ②個票データを申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した。
- ③個票データを紛失・漏えいした。
- ④承諾された利用目的以外の利用を行った又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った。
- ⑤その他（上記以外の法令違反、本契約違反、本ガイドライン、利用規約、誓約書、申出書に違反する行為及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

##### (2) 対応内容

スポーツ庁は、その提供した個票データの利用に関し、(1)の①から⑤までのいずれかの事態が生じていることが判明した場合は、速やかに申出者に連絡し、利用の取消し、個票データの消去及び複製データの消去を求める。また、(1)の②から④までの場合については、利用者による成果物の公表を禁止し、以後、他の個票データの提供を禁止することとする。なお、本契約違反について所属機関の責に帰すべき特段の事情があると認める場合には、所属機関に属する他の利用者に対しても個票データの提供を行わないものとする。

その上で、スポーツ庁は、事前に当該利用者の意見（経緯、不適切利用の状況等）を聞いた上で、必要な場合には当該利用者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

また、(1)の⑤の場合には、上記の対応を参考として、所要の措置を講じるものとする。

## 2 他の制度との連携

統計法（平成19年法律第53号）第33条及び同法第33条の2に基づく調査票情報の提供、同法第34条に基づく委託による統計の作成において、法令又は本契約違反により提供禁止措置等がとられている場合、同様の期間の間、提供禁止措置等が取られている範囲の者に対して、個票データの提供を行わないものとする。

### 第14 スポーツ庁による実地監査

利用者は、スポーツ庁が必要に応じて個票データの利用場所への立入りを求めることがあり得ること、及びその場合には、スポーツ庁の職員及びスポーツ庁が適切と認めた第三者による利用場所及び保管場所への立入りを認めることを、あらかじめ利用規約で承認することとする。



## **第 15 文部科学省による利用についての適用除外**

文部科学省（文部科学省設置法に定める外局を含む。）が、その所掌する事務の範囲内で政府が開催する審議会等に提出する資料作成のため、又は施策の企画立案若しくは評価のための調査研究を行うために集計結果データを利用する場合については、本ガイドラインの適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

## **第 16 ガイドラインの施行時期**

本ガイドラインは、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。